平成２９年（フ）第３３０号
大阪府泉南郡岬町深日3069番地の74
破産者　的羽　　稔
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
福岡県久留米市城島町楢津168番地７
破産者　江上　利雄
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第５８号
福岡県久留米市城島町楢津168番地７
破産者　江上　聖子
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第７３号
福岡県久留米市田主丸町以真恵486番地
破産者　園木喜美枝
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１４１８号
札幌市中央区南４条東４丁目15番地１　中央ＩＫハイツ407号
破産者　工藤　篤史
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
宮城県登米市津山町柳津字本町87番地
破産者　須藤　健司
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第２１号
秋田県大仙市大曲上栄町13番12号、前住所秋田県大仙市藤木字追分14番地８
破産者　加賀谷　寿
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第２６号
秋田県仙北市角館町岩瀬下夕野41番地５
破産者　藤元　民子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第８０３号
さいたま市北区櫛引町２丁目319番地１　シティアパート大成Ⅱ－103
破産者　下平　敏夫
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７８号
新潟市東区太平２丁目14番地４　ルピナス太平102号、申立時の住所新潟市東区物見山３丁目13番17号（旧住所）新潟市東区河渡１丁目５番22号
破産者　吉田　昌代（旧姓三星）
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１００５号
名古屋市昭和区安田通３丁目６番地の25　サンメゾン安田202号
破産者　石川　　貢
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０２号
兵庫県姫路市佃町15番地１　アーバンフラッツＫ706、従前の住所大阪市城東区蒲生２丁目11番５号　メゾンドール403
破産者　沼尻　光生
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１１号
熊本県山鹿市中1410番地５　稲葉ハイツ203号
破産者　矢野　時義
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
大分県杵築市大字杵築656番地１　コーポ八光２Ｃ号室
破産者　西釜　謙一（旧姓加藤・大櫛）
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第５号
北海道登別市富士町６丁目17番地２
破産者　遠藤美智世
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
北海道室蘭市小橋内町１丁目３番３号ファインコーポ201号室、開始決定時の住所北海道室蘭市絵鞆町１丁目７番23号
破産者　小杉山勝重
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
函館市神山３丁目13番７号
破産者　小ケ口眞一
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第４３号
秋田県能代市落合字綱割12番地52
破産者　北林　孝美
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部